

2013年度の蕨市予算編成に対する要望書

3年前に自公政権を批判して政権の座についた民主党は、この3年間で重要な公約のほとんどを投げ捨て、自公政権時代と同じように、財界とアメリカ言いなりの政治を行うようになりました。東日本大震災の復興のための予算を大企業のために流用し、復興は遅々として進まず、福島原発事故の教訓に学ぼうとせず、原発依存に固執し、日本の農業や経済を破壊するTPPへの参加を目指し、事故が多発している米軍の輸送機「オスプレイ」の配備を拒否せず、沖縄の普天間基地の問題はまったく進まず、国民の暮らしを破壊する消費税増税を強行し、労働者の生活を奪う大企業のリストラを放置するなど、国民を苦しめる政治を続けています。社会保障の分野では、介護保険が利用しにくくされたり、保育の公的責任を放棄する方向が強まるなど、福祉のあらゆる分野で弱者を切り捨てる傾向が強まっています。そのため、市政に対する市民要求も切実なものが増えており、市民の暮らしを守るために、市民に最も身近な地方自治体が果たすべき役割は益々重要になっていきます。

幸い蕨市は、頼高市長が市民の暮らしを守ることを重視し、各種福祉施策に力を注いでいますし、安全・安心のまちづくりに努力しています。同時に財政の健全化も進めており、こうした市政運営に敬意を表します。多くの市民も、頼高市長の市政運営を支持していると思いますが、国の悪政で暮らしがたいへんになっていることから、市政への要望がたくさんあります。

そこで私たちは、来年度の蕨市予算編成に対して、今回も、市内の各種団体や個人の皆さんから市政への要望を聞き、257項目の要望書にまとめましたので、参考にしていただき、切実な市民要求を少しでも多く実現してくださるよう要望いたします。

2012年11月19日

日本共産党蕨市議会議員団
日本共産党蕨市委員会

蕨市長 頼高 英雄 様

【重点要望】

- 一、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については、再開発の手法に固執せず、見直しをはかる。
- 二、中央第一地区のまちづくりについては住民参加ですすめる。
- 三、誰もが安心して介護が受けられるよう制度の改善をはかる。
 - (1) 生活援助の時間区分が短縮されたことよって、困る人が出ないように必要な対策をとる。
 - (2) 低所得者に対する介護保険利用料助成制度の充実をはかる（保険料区分の第1段階から第4段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。
 - (3) 特別養護老人ホームが予定どおり建設されるように、社会福祉法人に必要な援助を行う。
 - (4) 全ての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。
- 四、障がい者福祉を充実させる。
 - (1) 障がい者のくらしの場（グループホーム、ケアホーム、入所施設）の確保に努力する。
 - (2) スマイラ松原の職員体制を充実する。
 - (3) 夜間保護事業（ショートステイ）の充実をはかる。
 - (4) 地域活動支援センターI型への補助金と相談支援事業委託料は別々に支給する。
- 五、安心して子育てができるよう子育て支援を強める。
 - (1) 保育園の待機児童が生じないように、引き続き認可保育園の増設に努力し、低年齢児の受け入れを増やす。
 - (2) 正規保育士の増員を行う。土曜日も平日と同じ時間で保育を行う。正規の給食調理員を各園に配置する。
 - (3) 学校敷地内に留守家庭児童指導室（学童保育）を移す。塚越東地区の学童保育室は早急に対応する
- 六、国民健康保険税の引き上げは行わないよう努力する。国がすすめる国保の広域化に反対する。
- 七、生活保護行政、ホームレス対策を充実する。
 - (1) 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。
 - (2) 無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。
 - (3) 生活保護の申請書を窓口におき、申請しやすくする。
 - (4) 辞退届の強要は行わない。辞退届が提出された場合は収入等の調査を十分に行う。
 - (5) ケースワーカーを増員する。

八、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行う。

- (1) 30人学級を早期に実施するよう国、県に要望する。中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。
- (2) スクール支援員、特別支援教育支援員を増員する。
- (3) 老朽化の目立つ校舎、体育館を総点検し、計画的に改修をすすめる。特に南小学校と塚越小学校の大規模改修、各校の老朽化したトイレの改修を早急に行う。

九、中小企業支援を重視する。

- (1) 地元中小業者の実態調査を行う。
- (2) 下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例（仮称）」を制定する。
- (3) 市の発注する工事や物品購入はできる限り市内地元業者に優先発注する。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。
- (4) 住宅改修資金助成制度（リフォーム助成）を拡充する。
- (5) 空き店舗対策など、商店街活性化のための対策を引き続き強める。

十、震災対策・水害対策を強化する。

- (1) 体育館の耐震化を予定通りすすめる。公共施設の対震度調査と耐震化工事を計画的に実施する。
- (2) 民間住宅の耐震化への補助を拡充する。
- (3) 自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。
- (4) 市職員や地域の自主防災組織を対象とする図上訓練を実施する。
- (5) 高齢者、障がい者など、要援護者の安全対策を強化し、避難所について配慮する。
- (6) 水害対策として、市内各地に必要な容量の雨水調整池を設置する。
- (7) 集中豪雨時の初動体制など水害時の体制を強化する。

十一、放射能対策・地球温暖化対策を強める。

- (1) 大気や雨水、食物などの放射能情報に注意し、機敏に必要な対策をとる。
- (2) 学校給食・保育園給食の放射能測定を充実する。
- (3) 地球温暖化問題を重視し、自然エネルギーの活用など実効ある対策を講じる。

十二、駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅東口に市営の自転車駐車場の増設を行う。

十三、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。老朽化した仮設住宅の建て替えを行う。

十四、市役所の業務に必要な職員体制を確保する。非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。

【一般要望】

◆福祉・医療の充実をはかる

(1) 高齢者福祉の充実

- 一、介護保険制度の充実をはかる。
 - ①生活援助の時間区分が短縮されたことよって、困る人が出ないように必要な対策をとる。
 - ②低所得者に対する利用料助成制度の充実をはかる（保険料区分の第1段階から第4段階まで、全ての在宅サービスを対象にする）。
 - ③介護サービス利用限度額を超えるサービスを市単独事業として実施する。
 - ④低所得者に対して介護施設の食費・居住費への助成を行う。
 - ⑤特別養護老人ホームが予定どおり建設されるように、社会福祉法人に必要な援助を行う。
 - ⑥介護保険の住宅改造助成の委任払いを行うとともに、上乗せ助成を実施する。
 - ⑦介護保険に関する苦情処理窓口や監視機関（オンブズパーソン）を設置する。
- 二、全ての要介護認定者に対し、税金の障害者控除の対象となる場合がある事を通知する。
- 三、高齢者の日常生活用具の給付を充実する（電動車椅子の追加、補聴器の質の向上等）。
- 四、紙おむつの支給枚数を増やす。
- 五、北町に老人憩いの家などを設置する。
- 六、一人ぐらし高齢者などへの見守りネットワークを実施する。
- 七、福祉入浴券を無料にもどす。また、各地域での配布期間の延長と年間を通しての利用に改善する。利用できる浴場をふやす。
- 八、後期高齢者医療被保険者の健診の自己負担をなくす。

(2) 障がい者福祉の充実

- 一、蕨駅の近くに、障がい者が一時利用できる自転車駐車を設置する。
- 二、障害者福祉タクシー利用券・ガソリン助成券について対象を精神障がい者にも拡大し、支給枚数を増やす。ガソリン助成券については利用しやすい制度に改善する。
- 三、地域生活支援事業の移動支援は施設内も支援を行う。
- 四、スマイラ松原の職員体制を充実する。
- 五、夜間保護事業（ショートステイ）の充実をはかる。
- 六、障がい者のくらしの場（グループホーム、ケアホーム、入所施設）の確保に努力する。
- 七、重度心身障がい児者入所施設を近隣市と協力し、県南地域に建設するよう努力する。
- 八、ガイドヘルプサービスなど地域生活支援事業は無料を原則とする。
- 九、地域活動支援センターI型への補助金と相談支援事業委託料は別々に支給する。
- 十、相談支援事業委託料の基準を明確にする。
- 十一、視覚障がい者に行政資料や教科書等の点訳・テープ資料を公的責任で提供する。
- 十二、音響信号機を増やす。

(3) 児童福祉、母子福祉の充実

- 一、保育園の耐震化工事を進める。耐震化工事に合わせて、老朽化した保育園の大規模改修を行う。

二、保育行政の充実をはかる。

- ① 保育園で待機児童が出ないよう引き続き認可保育園の増設に努力し、低年齢児の受け入れを増やす。
 - ② 正規保育士を増員する。
 - ③ 正規の給食調理員を各園に配置する。
 - ④ 保育園給食の放射能測定を充実する。
 - ⑤ 土曜日も平日と同じ時間で保育を行う。
 - ⑥ 一時保育を充実する。
 - ⑦ 産休明け保育を実施する保育園を増やす。
 - ⑧ 病後児保育を行う。
 - ⑨ 3歳児クラスなどの保育士配置基準を改善し、保育内容を充実させる。男性保育士を積極的に採用する。
 - ⑩ 民間委託は行わない。
- 三、無認可保育所への入所者の負担を軽減するため、補助金を増額する。
- 四、幼稚園児補助金の充実をはかる。
- 五、留守家庭児童指導室（学童保育）の充実をはかる。
- ① 学校敷地内に学童保育室を移す。塚越東地区の学童保育室は早急に対応する。
 - ② 延長保育の適用緩和を行う。長期休業中の開始時間を午前8時からにする。12月28日と1月4日も開室する。
 - ③ 学童保育室に常勤の指導員を配置する。指導員の待遇改善をはかる。指導員研修を増やすなど保育内容を充実させる。
- 六、各児童館にコピー機・ファックスを設置し、遊具の整備拡充をはかる。

(4) 低所得者対策、生活保護行政の改善、ホームレス対策

一、市内の公園等にいるホームレスの実態をひきつづき調査するとともに、対策を強化する。とりわけシェルターの設置や住宅の確保など生活保護と合わせて生活再建に必要な支援を行う。国・県にも対策を要請する。

二、生活保護行政の充実をはかる。

- ① 生活保護は国民の権利であることを広く市民に知らせる。「生活保護のしおり」を各公共施設におく。
 - ② 生活保護の申請書を窓口におき、申請しやすくする。
 - ③ 調査先を明記しない「同意書」の提出は廃止する。
 - ④ 辞退届けの強要は行わない。辞退届が提出された場合は、収入等の調査を十分に行う。
 - ⑤ ケースワーカーを増員し、女性のケースワーカーを配置する。生活保護受給者への訪問・相談の充実をはかる。
 - ⑥ 申請後の調査の短縮を図り、すみやかに可否を決定する。
 - ⑦ 無料低額宿泊所の入所者の人権を守るため、県と協力し、入居環境の改善をはかる。
- 三、生活保護世帯、低所得世帯に対して無料入浴券の配布、冬季の灯油支給、夏季の見舞金、上・下水道料金の軽減措置など市独自の援助を行う。
- 四、低所得者への家賃補助制度を導入し、高齢者、障がい者、一人親世帯への家賃補助制度については拡充をはかる。

(5) 福祉一般

- 一、借家契約で公的保証人制度を実施する。
- 二、床上浸水の災害見舞金を近隣市なみに引き上げる。

(6) 保健・医療・国民健康保険制度の充実

- 一、新型インフルエンザ対策を強化する。低所得者に対する予防接種の補助を実施する。
- 二、埼玉土建国保等への補助金を継続する。
- 三、特定健診の自己負担をなくす。検査項目をふやす。
- 四、国民健康保険税の引き上げは行わないよう努力する。
- 五、国がすすめる国保の広域化に反対する。
- 六、国税の減免制度を拡充する。収入基準を生活保護基準の1・3倍まで引き上げる。預貯金等の制限を、生活保護基準の5倍まで引き上げる。資格証明書の発行は引き続き行わない。
- 七、国民健康保険の一部負担金減免制度を利用しやすくする（収入基準は生活保護基準の1・3倍、預貯金は350万円まで認める）。

(7) 市立病院の充実

- 一、公設直営を堅持する。
- 二、医師・看護師等の確保に努める。
- 三、小児科救急医療を充実させる。
- 四、使用する医薬品は、後発品を積極的に説明する。
- 五、障がい者が車椅子などで乗用車から乗降する際に、不便のないように、病院前の玄関を広げる。
- 六、改築計画をつくる。

◆教育・文化・スポーツの向上のために

(1) 小中学校の教育の充実について

- 一、30人学級を早期に実施するよう国、県に要望する。中学校で、市独自の35人学級の実施を検討する。
- 二、スクール支援員、特別支援教育支援員を増員する。
- 三、特別支援学級には専門性のある教員を配置する。塚越地区に特別支援学級を開設する。
- 四、病休教員がでた場合は、すみやかに病休代替教員を配置する。
- 五、養護教諭の複数配置を国・県に要求する。
- 六、専任の学校図書館司書を配置する。
- 七、学校独自で行う芸術鑑賞へ補助金を支給する。
- 八、中学校吹奏楽部の楽器運搬費補助は県外の大会も対象にする。
- 九、体育系と文化系を問わず、大会等に参加する際には、保護者の負担軽減に努める。
- 十、帰国児童・生徒、外国籍児童・生徒の教育について支援員の配置など該校に必要な援助を行う。
- 十一、学校の教材・備品購入費を増額し、いっそうの父母負担軽減に努める。
- 十二、研究指定及び研究委嘱を行う場合は、学校の独自性を尊重する。
- 十三、就学援助の認可基準を緩和し、受けやすくする。支給項目を拡充する。
- 十四、林間学校に対する補助金を増額する。
- 十五、教職員を対象にした労働安全衛生委員会を設置する。
- 十六、教職員の長時間勤務の実態調査を行い、長時間労働の改善を図る。
- 十七、各学校に教職員の休憩室を設ける。

十八、教職員の健康診断で希望者には脳ドック、婦人科検診（子宮ガン、乳ガン等）も加える。アスベスト健康被害に対する調査や健康診断を実施する。

十九、就学時健康診断は教育委員会が実施する。

二十、心身障害、難病などにより長期欠席する児童・生徒に対して在宅授業を行う。そのための訪問教師を市費で確保し、県に補助を要請する。

二一、児童の登・下校時に配置している交通指導員をふやす。

二二、児童・生徒の安全を確保するために、スクールガードを増員し、各学校に配置するなど防犯対策を強化する。

(2) 小中学校の施設の充実について

一、定期的に学校遊具等の安全点検を行い、問題箇所はすみやかに改修する。

二、小・中学校において、学年のクラス数の増加に伴ってエアコン設置が必要になった場合は、すみやかに設置する。

三、老朽化の目立つ校舎、体育館を総点検し、計画的に改修をすすめる。

四、体育館の耐震化を予定通りすすめる。

五、校舎・体育館の雨漏りは早急に改修する。

六、小中学校の老朽化したトイレの改修を行う。トイレの清掃をふやす。洋式トイレをふやす。体育館に洋式トイレを設置する。

七、東小のプールを改築する。

八、西小学校のトイレの改修および内装改修を行う。

九、南小学校の大規模改修を早急に行う。校庭を整備する。

十、北小学校の体育館の内装改修を行う。

十一、中央小学校のプールを改築する。

十二、中央東小学校の渡り廊下の雨水対策を行う。体育館の雨漏り対策を行う。

十三、塚越小学校の内装の改修を行う。体育館と四階のプレイルームおよび普通教室の雨漏り対策を行う。

十四、各学校に温水シャワーを設置する。

十五、給食の配膳室に給湯施設をつける。

(3) 青少年の健全育成及び高校就学支援について

一、児童生徒がゲームセンターや大型店のゲームコーナーなどを利用することに対して、県条例にそった適切な指導を行う。

二、ゲームソフトやカード買い取り業者に対して、未成年者から買い取りをしないよう指導する。

三、覚醒剤などの薬物から青少年を守るため、引き続き学校教育のなかで薬物の恐さを知らせ、市民に啓発活動を行なう。

四、ネットトラブルから児童・生徒を守る取り組みを広げる。

五、アウトメディア宣言の内容でメディアコントロールの取り組みをすすめる。

六、失業、倒産などで生活困難な家庭の高校生への支援を強める。

(4) 学校給食の充実について

一、輸入食品や食品添加物の利用をおさえ、豊かで安全な給食をめざす。

二、学校給食の放射能測定を充実する。

三、狂牛病対策や、O-157等の食中毒防止対策を強める。

- 四、除去給食の実施などアレルギー対策を強化する。
- 五、保護者、教職員の意見をとりいれ、メニューを増やすなど質の向上に努力する。

(5) 市立図書館の充実

- 一、建て替えを検討する。
- 二、図書購入費を増額し、一般図書および新聞・雑誌・DVD等の充実をはかる。
- 三、職員及び司書を増員し、利用時間を延長する。祝祭日は開館する。
- 四、視聴覚設備の充実をはかる。

(6) 公民館の充実について

- 一、中央公民館、西公民館にエレベーターを設置する。
- 二、公民館の各階に洋式トイレを設置する。同時に洋式トイレの数を増やす。
- 三、北町コミュニティセンターのスリッパの衛生面に気をつける。
- 四、北町公民館のカラオケ設備に対し、北町コミュニティ委員会へ補助するなどして、早急な復旧へ支援する。
- 五、プロジェクターや暗幕など視聴覚設備の充実をはかる。
- 六、全ての公民館で利用申請を夜間および土日でも行えるようにする。
- 七、公民館の政党利用を認める。
- 八、駅前公共公益施設「くるる」を市民に利用しやすくする。

① 旭町公民館については、調理室等に必要な備品をそろえる。

② 文化ホールについては文化の発信基地にふさわしく設備等の改善・充実をはかる。そのために、利用者などから広く意見を聞き、中・長期での対応方針も含め検討する。

③ 市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。

④ 旭町公民館と文化ホールの利用者については、駐輪場を無料で使えるようにする。

(7) 文化・スポーツの充実について

- 一、文化活動助成制度を充実させ、市民の自主的な文化活動を補助育成する。
- 二、市民会館、市民体育館およびプールの運営については、市民要望が反映されるよう指定管理者と協議する。バリアフリー化は市の責任で行う。
- 三、子どもたちがキャッチボールなどできるネット付きのグラウンドを確保する。

◆住みよいまちづくりのために

(1) 災害対策・交通安全・防犯対策の強化

- 一、民間住宅の耐震化への補助を拡充する。
- 二、大気や雨水、食物などの放射能情報に注意し、機敏に必要な対策をとる。
- 三、アスベスト対策を推進する。民間施設についても調査及び撤去工事を支援する。
- 四、公共施設の耐震度調査と耐震化工事を計画的に実施する。
- 五、豪雨情報のメール配信など市民への情報伝達システムを整備する。
- 六、水害対策として、引き続き市内各地に必要な容量の雨水調整池を設置する。
- 七、集中豪雨時の初動体制など水害時の体制を強化する。

- 八、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害用備品の見直しをおこない、必要な備蓄品を各地域に配備する。
- 九、市職員や地域の自主防災組織を対象とする図上訓練を実施する。
- 十、自主防災組織への支援を強め、災害に強いコミュニティづくりをすすめる。
- 十一、高齢者、障がい者など要援護者の安全対策を強化し、避難所について配慮する。
- 十二、国の整備指針の7割程度にとどまっている消防職員の増員や耐震性防火水槽の増設など消防力の強化をはかる。
- 十三、消防の広域化は行わない。
- 十四、引き続き防災無線の改善を図る。
- 十五、通学路の安全確保に努める。警察に信号機の設置や横断歩道の標示を積極的に働きかける。
- 十六、交差点や大型店周辺の交通安全対策に力を入れる。
- 十七、自転車の交通マナーについての啓発を強める。
- 十八、通行の安全を確保するため、関係機関とも協力し、商店等による道路の不法占用をなくす指導を強める。
- 十九、駅周辺の放置自転車対策を引き続き強める。蕨駅東口に市営の自転車駐車場の増設を行う。
- 二十、暗い場所への道路照明灯及び二種街灯の設置を積極的に行う。維持管理は市が責任を持ち、切れた電球の修理は早急に行う。
- 二十一、市民の防犯の取り組みを援助する。

(2) 環境の改善

- 一、合流式下水道緊急改善計画にもりこまれた高速ろ過施設を早期に設置する。
- 二、地球温暖化問題を重視し、自然エネルギーの活用など実効ある対策を講じる。
- 三、ゴミの減量化、リサイクル・再資源化を強めるとともに、企業に対し、製造・流通段階でのゴミ抑制策を要請する。
- 四、水道水の節水対策を強める。各公共施設に雨水貯留施設を設置し、雨水利用を促進する。
- 五、大気や土壌、母乳のダイオキシン実態調査を実施し、ダイオキシン対策を強める。
- 六、市内の民間焼却炉に対するダイオキシン対策の指導を強める。
- 七、粗大ゴミ収集手数料を減額する。一般ゴミの有料化は行わない。
- 八、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、商店などに対して、過剰包装、ポリ袋の過剰使用などを止めさせると同時に、ペットボトルなど容器・包装材を回収させる行政指導を強める。また、事業所などが排出する、OA紙、段ボールなどの再資源化をはかる。
- 九、学校や保育園など公共施設に生ゴミ処理機を設置する。
- 十、ゴミ収集について、午前中に収集を終え、散乱している場合には清掃を行う。カラス対策を行う。
- 十一、管理人のいない集合住宅のゴミ置き場対策を指導する。
- 十二、のら猫を増やさないために、飼い主に対して適正な飼育の仕方を啓発、指導すると同時に、犬・猫の不妊・去勢手術の助成を行う。
- 十三、犬の糞やマーキング、及び鳩のえさやりをしないようにマナー啓発をすすめる。

(3) 市民の願いを生かしたまちづくり

- 一、蕨駅西口再開発計画の第2・第3工区については再開発の手法に固執せず、見直しをはかる。
- 二、中央第一地区のまちづくりについては市民参加ですすめる。
- 三、錦町土地区画整理事業の積極的推進をはかる。老朽化した仮設住宅の建て替えを行う。
- 四、錦町の公共下水道（汚水及び雨水）事業の促進をはかる。

- 五、公共下水道が整備されていない地域のU字溝の清掃を定期的に行う。
- 六、コミュニティバスを増やし、運行ルート of 拡充をはかる。
- 七、バス停に椅子を設置する。
- 八、「蕨市中高層建築物の建築に係る事前公開及び紛争の調整に関する条例」、「蕨市まちづくり指導要綱」及び「蕨市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する要綱」を充実させる。
 - ① 事業者在近隣住民からの要求への配慮を求める。
 - ② 整備すべき緑地帯、公園を増やす。
 - ③ 開発規模に応じて雨水調整池の設置を義務付ける。
 - ④ 雨水利用を行うなど環境を守る。
 - ⑤ ワンルームマンションは管理人をおくよう指導する。
 - ⑥ 閉鎖できるゴミ集積所を設置するよう指導する。
- 九、私道内の下水道整備に対する公費助成を増やす。
- 十、用水路及び側溝の改修、浚渫を定期的に行う。
- 十一、見沼代用水を浚渫するよう働きかけを強める。
- 十二、見沼代用水沿いの不必要な車止めについては撤去する。
- 十三、「福祉・環境整備要綱」に基づいた年次計画をつくり、福祉の街づくりを積極的に進める。
- 十四、中仙道の景観道路で車止めにより車イスが通行できない箇所改善をはかる。
- 十五、市道の状況を正確に把握し、市道の改修を計画的に行う。クラック（かめ割れ）やL型側溝の不具合などについては放置せず、早期に補修する。
 - ① 除草や樹木の剪定、トイレ清掃の回数を増やす。
 - ② 遊具・施設の点検を充実させ修繕を徹底する。
 - ③ ブランコ下の水たまり対策を行う。
 - ④ 砂場に犬猫侵入防止柵を設置する。
- 十六、歩道の段差解消を積極的にすすめる。
- 十七、歩道などに休憩用の椅子を設置する。
- 十八、公園の維持管理を充実する。
 - ① 除草や樹木の剪定、トイレ清掃の回数を増やす。
 - ② 遊具・施設の点検を充実させ修繕を徹底する。
 - ③ ブランコ下の水たまり対策を行う。
 - ④ 砂場に犬猫侵入防止柵を設置する。
- 十九、ファミリー菜園を拡充する。2か年続けて利用できるようにするなど利用方法の改善をはかる。
- 二十、緑川拡幅用地をファミリー菜園や公園などに活用する。
 - ① 桜並木や街路樹の剪定回数を増やす。桜の根による道路の盛り上がりには随時対応する。落ち葉清掃については市費での対応も含めて地域の実情にあったやり方で対応する。
 - ② 道路沿いの植栽の高さを市民の安全に配慮した高さにする。
 - ③ 市営住宅の充実をはかる。
- ① 市営住宅を増設する。
- ② 市営住宅の修繕および維持管理を充実・改善する。
- ③ 既存の中層市営住宅にエレベーターを設置する。
- ④ 老朽化の激しい住宅は改築する。
- ⑤ 市営住宅の家賃の減免制度の充実をはかる。
- ⑥ 承継を配偶者に限定せず、従来どおり三親等を認める。資産調査の同意書は義務づけけない。

◆勤労者、中小企業、農業者、女性のために

(1) 勤労者を支援する施策

- 一、時給千円以上の最低賃金制度を確立するために努力する。市の施設や市の委託で働く労働者の待遇改善をはかる。
- 二、公共事業の発注にあたって、建設業退職金共済制度の活用を徹底をはかる。公契約における労働条件の確保をはかる。
- 三、労働基準法を正しく認識するための啓発を行う。
- 四、高額商品の押し売り、多重債務、電話・はがき・インターネットを悪用した悪徳商法などから市民を守るため引き続き消費者相談体制を充実する。

(2) 中小企業・農業を支援する施策

- 一、地元中小業者の実態調査を行う。
- 二、市の発注する工事や物品購入はできる限り市内地元業者に優先発注する。小規模修理修繕希望者登録制度を積極的に活用する。
- 三、住宅改修資金助成制度（リフォーム助成）を拡充する。
- 四、入札及び契約は、公正性・競争性・透明性を確保し、下請け単価や労賃の切り下げを防止し、「質」の確保、地域社会や環境への貢献などに配慮した「蕨市公契約に関する条例（仮称）」を制定する。
- 五、空き店舗対策など、商店街活性化のための対策を引き続き強める。
- 六、緑地の保全につとめ、そのための助成制度を設ける。
- 七、地産地消を推進する。

(3) 男女平等の実現のために

- 一、男女共同参画条例と男女共同参画基本計画に基づいて、その進捗の点検体制をつくり、年度ごとに進捗状況を市民にわかりやすく公開する。
- 二、学校教育をはじめ、すべての分野での女性差別をなくすための啓発活動を強める。
- 三、市の女性職員の管理職への登用を積極的に行う。
- 四、女性を各種審議会、行政委員会にさらに積極的に登用する。
- 五、ドメスティックバイオレンス（DV）への対策を強める。女性問題の専門家（フェミニストカウンセラー）による女性相談は、予約無しでも受けられるように拡充する。また、他機関との連携を強める。

◆憲法を守り、平和・民主行政をすすめる

一、憲法の平和的民主的精神を市政に生かし、平和行政を積極的にすすめる。

① 憲法の改悪に反対する。

② 非核三原則の厳守を政府に求める。

③ 「蕨市平和都市宣言」を市の封筒に掲載するなど趣旨普及に努める。

④ 視聴覚ライブラリーに反核・平和の映画フィルム、ビデオを充実させる。

⑤ 市民の反核・平和運動への支援、協力を行う。

⑥ 八月の原爆の日に行われる広島、長崎の平和記念式典に、市職員や中学生を含めた市民代表を派遣する。

⑦ 自衛隊の海外派兵に反対する。

⑧ 国民の動員を内容とする有事法制の発動に反対するとともに、蕨市としていっさいの戦争協力を拒否する。

二、市庁舎など公共施設での日の丸掲揚をやめる。市の公式行事で「日の丸」は掲げず、「君が代」の斉唱を行わない。
小中学校で「君が代」の斉唱を強制しない。

三、情報公開条例の改善をはかる。

① 外郭団体の情報公開を推進する。あわせて、市が多額の補助金・助成金・負担金を交付している団体および指定管理者の情報公開を推進する。

② 情報が公開除外となった場合の理由を立証する責任が行政側にあることを明記する。

③ 各種審議会・委員会等の原則公開を明記する。

④ 施行時期前の文書も公開の対象とする。

四、各種審議会への公募制を拡大するなど市民参加をすすめる。

五、市民オンブズパーソン制度を導入する。

六、ケーブルテレビの議会放映時間の延長を働きかける。

七、同和対策を特別扱いしない。北足立郡市町同和対策推進協議会の廃止をめざす。

八、永住外国人の蕨市での参政権を認める。

九、職員採用で国籍条項をなくす。

十、災害時における避難所の表記及び市役所窓口の表記を外国人にもわかりやすくする。

十一、外国人向けの相談窓口を設置する。

十二、日本語ボランティア養成講座を市の責任で行う。

◆市民が親しみをもって、活気ある市役所にする

(1) 市民が親しみをもてる市役所にするために

一、市の窓口でワンストップサービスを実施する。

二、各種窓口で市民にあたたかい対応を行う。

三、税金の収納業務は人権や生活実態に配慮し、担税能力に見合ったきめ細かな対応を行う。

四、「市民の声ポスト」を各公共施設に設置する。

五、公共施設の利用予約をインターネットでもできるようにする。

(2) 明るく活気ある市役所をつくるために

一、全職員の自発性を高め創意工夫を尊重し、やりがいのある明るく民主的な職場をつくる。

二、病休職員の復職プログラムをつくる。

三、職員のモラルの向上につとめる。

四、成果主義を導入しない。

五、市場化テストは行わない。

六、職員及び非常勤職員の採用は公正・公平に行う。

七、職員の福利厚生施設の充実をはかる。

八、サービス残業をなくすために引き続き努力する。

九、職員の有給休暇の取得を積極的にすすめる。

十、業務に必要な職員体制を確保する。これ以上の民間委託は行わない。

十一、非常勤職員の賃金を適正な水準に引き上げる。

十二、違法派遣・偽装請負の疑いがあるものは調査し、問題があればただちに是正する。

十三、蕨市施設管理公社、戸田蕨福祉会、蕨市社会福祉協議会、社会福祉法人寧幸会、指定管理者制度による指定管理団体の職員・従業員の労働条件の向上につとめる。

十四、指定管理者制度の運用にあたっては市民サービスの低下をきたさないようにする。直営の施設は直営を堅持する。

(3) 経費削減に努力し、市民負担の軽減につとめる

一、長期に保有している土地開発公社の土地について、利用見込みのないものは売却する。市民合意のない事業用地の専行取得は行わない。

二、市会議員の海外視察は引き続き行わない。

三、議長車、教育長車の削減を行う。

四、戸田競艇組合、蕨戸田衛生センター組合の旅費、食糧費、交際費、報酬を削減するよう働きかける。

五、マンションの共有部分（道路、公園、集会所など）の固定資産税の減免を行う。

◆ 国および県に対して要望する

(1) 国への要望

一、低所得者への減税を実施すること。消費税増税を実施しないこと。大企業・大資産家へのいきすぎた減税をやめ応分の負担を求めること。

二、自治体の機能と役割を弱め、地方自治を壊す「地域主権改革」をやめること。地方自治体の財源を保障すること。

三、介護保険制度を利用しやすくすること。

① 2012年度に変更された時間区分を是正して、要介護者・要支援者の生活援助時間を確保できるようにすること。

② 介護労働者の待遇改善を図り、介護の人材を確保すること。

③ 介護保険に対する国の負担を増やし、介護報酬を引き上げること。保険料・利用料を引き下げること。

四、国民健康保険への補助率を50%以上にする。

五、70歳から74歳の医療費の自己負担を2割に引き上げず、現行の1割を維持すること。

六、自治体病院への補助を増やすこと。医師を増員すること。

七、消費税によらない全額国庫負担の「最低保障年金制度」をつくること。年金支給年齢のさらなる引き上げをやめること。

八、後期高齢者医療制度を廃止すること。

九、障害者自立支援法を抜本的に見直し、応益負担を廃止すること。

十、「子ども・子育て新システム」を導入せず、公的保育制度を拡充すること。待機児童をつくらない対策を講ずること。

十一、生活保護基準の引き下げをしないこと。老齢加算を復活すること。

十二、高速道路料金の障がい者割引制度で登録した自動車しか認めない制度を改善すること。

十三、交通機関の障がい者割引制度を充実すること。

十四、30人学級を実施すること。

十五、校舎・体育館の改修に対する補助金を拡充すること。

十六、公共下水道管敷設工事に対する補助金を拡充すること。

十七、国道17号線に新たに横断歩道橋を設置し、中央小に通う児童等の安全を確保すること。

十八、すべての原発からただちに撤退する決断をすること。

十九、福島原発の事故に伴う放射性物質の除染は国の責任で行うことを明確にし、地方自治体への指示や情報提供、費用の補償など万全の対策をとること。

- 二十、放射能測定や除染に対する費用の賠償を東京電力に求めること。
- 二十一、T P P（環太平洋連携協定）に参加しないこと。

（2） 県への要望

- 一、緑川の拡幅整備を進め、定期的に清掃すること。
- 二、県道整備負担金を廃止すること。
- 三、交番の体制を充実すること。市民公園に交番を設置すること。
- 四、少人数学級をさらに進めること。
- 五、教員の正規雇用を増やすこと。
- 六、蔵市内に特別支援学級を増設すること。
- 七、長期欠席の障がい児に対して訪問教師を配置して在宅授業を実施すること。
- 八、夜間中学を県内に設置すること。
- 九、定時制高校の拡充を行うこと。
- 十、国民健康保険の広域化を進めないこと。
- 十一、介護保険事業者への指導・監督を強化すること。
- 十二、後期高齢者医療広域連合に補助金を出すこと。
- 十三、国土交通省のバス事業者あての通知（約款改正）にもとづき、精神障がい者も割引き制度の適用対象になるよう働きかけること。
- 十四、乳幼児医療費助成制度を拡充すること。
- 十五、学童保育の県基準を満たすための補助金を拡充すること。
- 十六、無料低額宿泊所について、入所者の人権を守るため実態把握と入居環境の改善を行うこと。入所ガイドラインを改善すること。
- 十七、自治体病院に補助金を出すこと。医師の確保に努力すること。
- 十八、信号機設置予算を増額し、市が要望している箇所に信号機を設置すること。危険な通学路への設置を急ぐこと。音響信号機を増やすこと。
- 十九、J R 駅のエレベーター・エスカレーターの維持費への補助を行うこと。

以上